

平成21年 4月17日

各 位

会 社 名 東京コスモス電機株式会社
代表者名 取締役社長 寺田 実
(コード番号 6772 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 山村 宗生
(TEL. 046-253-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月17日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条第1項を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第7条第2項および現行定款第11条の「当会社が発行する株券の種類」の文言を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取り扱うことはなくなることから現行定款第10条第3項を削除し、株式取扱規則に定める事項を明らかにするため現行定款第11条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第8条および現行定款第10条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

(3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、現行定款第10条第3項および現行定款第11条を附則に移し、平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。

(4) 会社法第165条第2項の規定により、当会社の業務または財産の状況、その他の事情に対応して、機動的に自己株式を取得できるよう、取締役会決議により自己株式の取得ができる旨の規定を定款第6条に新設するとともに、現行定款第6条を第7条に繰り下げるものであります。

(5) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(新設)</p> <p>(单元株式数) 第6条 (略)</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(单元未満株主の売渡請求) 第8条 单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという)を当会社に請求することができる。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(自己株式の取得)</u> 第6条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(单元株式数) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株主の売渡請求) 第8条 单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという。)を当会社に請求することができる。</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 12 条～第 47 条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 12 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(予定)

以 上